

令和８年度（2026年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成
支援事業に係る伴走支援業務委託 実施要領

1 事業の目的

国において、2040 年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」に基づく、「地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現」及び「技術革新のスピードが加速する時代に適した問題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現」のため緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金により先行的な支援を実施する。

そのことを受け、本県では、教育内容の抜本的改革とそれを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）として県立菊池農業高校及び天草工業高校を選定し、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成を行っていくこととしている。

今回、改革先導拠点が産学官金一体となって人材育成システムを構築していくことを目的とした事業執行を着実に進めていくために伴走支援（進捗の確認とサポート・効果測定とPDCAサイクルの支援、産学官連携ノウハウの共有とサポート、産学官等の専門家による実務支援、コーディネート人材の配置等）について本委託により行うこととする。

2 改革先導拠点

熊本県立菊池農業高校：熊本県菊池市泗水町吉富 2 5 0

熊本県立天草工業高校：熊本県天草市亀場町亀川 3 8 － 3 6

3 事業の概要

（１）委託方法

公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

（２）本業務の内容

別添「令和８年度（2026年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業に係る伴走支援業務委託仕様書」のとおり。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年（２０２７年）３月２６日（金）まで

（４）委託金額の上限

６５，６２０千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 事業スケジュール（予定）

令和８年（２０２６年）８月７日（金） 公募開始

令和８年（２０２６年）８月１４日（金）まで 質問受付期間

令和８年（２０２６年）９月１日（火） 参加表明書提出期限

令和８年（２０２６年）９月１０日（木） 企画提案書提出期限

令和８年（２０２６年）９月１７日（木） 審査会実施（プレゼンテーション審査）予定

令和8年（2026年）9月下旬 委託先決定・契約締結・事業開始
令和9年（2027年）3月26日（金）まで 業務完了報告書提出

5 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県教育庁立学校教育局高校教育課

産業教育指導班 担当：参事 稲本 博文

電話：096-333-2717

E-mail: inamoto-h@pref.kumamoto.lg.jp

6 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす事業者、又は複数の事業者による連合体とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

（3）参加申込書を提出する時点において、熊本県の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「業務委託」に登録されている者であること。

※入札参加資格を有しないものは、令和8年（2026年）8月21日（金）15時までに新規申請を行うこと。

（問い合わせ先：熊本県出納局管理調達課）

（4）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。

（5）消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。

（6）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（7）熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

7 受託者の選定

（1）選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

（2）契約の方法

本事業の契約方法は、公募型プロポーザルにより選定した最も優れた企画を提案した

業者と契約するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、随意契約とする。

また、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定に基づき単独見積とする。

8 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」とする。）を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式1）

イ 添付書類

- ・ 企画提案参加者の同種業務の実績（別紙様式2）
- ・ 会社概要及び業務実施体制調書（別紙様式3）
- ・ 誓約書（別紙様式4）

② 問い合わせ先及び提出先

「4 担当部局」に同じ

③ 提出部数 1部

④ 提出期限

令和8年（2026年）9月1日（火）必着

※電子メールで送信すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

⑤ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 本業務に対する質問及び回答

① 質問方法

質問は、質問書（別紙様式5）により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 質問受付

「4 担当部局」に同じ

③ 質問受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）8月14日（金）までとする。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る。）は、企画提案書その他の必要書類（以下「企画提案書等」とする。）を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書（別紙様式6）

イ 参考見積書・経費内訳書（様式任意）

※提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内（別紙様式4は除く）にまとめること。

ウ 事業者の取組みに関する申出書（別紙様式7）

※必要な書類を添付すること

② 提出先

「4 担当部局」に同じ

③ 提出部数

ア及びイ 正本1部とその写し5部（計6部）

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

なお、参考見積書。経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

ウ 1部

④ 提出期限

令和8年（2026年）9月10日（木）必着

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

⑤ 企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

9 審査の実施

（1）書類審査の実施

企画提案書等提出者が5者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（4者上限）を決定する。

（2）プレゼンテーションの実施

① 開催日程

ア 日時：令和8年（2026年）9月17日（木）

※ 時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

イ 場所：熊本県庁

※ 場所の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき30分（最初の15分で提案者による提案準備・説明、その後残りの15分で審査員による質疑）を予定。

② 審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、受託候補者と次点者を選定する。

なお、「事業者の取組み」に係る評価の基準日は、告示日（令和8年（2026年）8月7日（金）とする。

審査項目	審査の視点	配点
企画内容 (各 10 点)	仕様書に示された事業目的を正確に理解しているか	60 点
	各改革先導拠点の関する課題の認識が適切で、改革先導拠点が所在する地域の特性を踏まえた提案となっているか	
	改革先導拠点として進捗の確認・評価方法が具体的で実現性があるものとなっているか	
	各改革先導拠点校へ専門的なノウハウが共有可能な体制が整っているか	
	産学官等の専門家と連携した支援体制について具体的で実現性があるものになっているか	
	各改革先導拠点校と協働で課題対応が可能な体制が整っているか	
業務遂行能力 (各 10 点)	業務を実施するための体制は十分なものか	30 点
	業務の実施スケジュールは適切か	
	過去に類似業務を受託した実績があるか	
経済性	予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本業務を実施するための妥当な積算となっているか	5 点
事業者の取組 (各 1 点)	熊本県ブライト企業の認定を受けているか	5 点
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）又は協力雇用主登録制度の登録があるか	
	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21の認証、RE100の参加、再エネ100宣言 RE Action の参加又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか	
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか	
	熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか	
合 計		100 点

イ 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション実施日から5日以内を目途に書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

10 契約

受託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評

価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

1 1 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第78条各号に該当する場合は、この限りではない。

1 2 その他留意事項

(1) 提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めない。
- ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出に係る費用は参加者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しない。
- ④ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提案者に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、審査結果の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式8）を提出すること。

(2) 県は、受託候補者の決定後、契約締結までに間に、受託候補者が「5 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができる。

(3) 参加者が1者の場合は、全ての審査員が合計得点を60点以上と評価した場合に選定する。